

新型コロナ感染症が拡大したからオリンピック・パラリンピックに反対なのか？

渥美昌純（東京にオリンピックはいらないネット）

● 2020年オリンピックの開催都市が東京都に決まった際の反対理由

1) オリンピック開催意図が不明確

2012年2月申請ファイル『大会を開催することは、復興を目指す私たちにとって、明確な目標と団結をもたらし、支援を寄せてくれた全世界の人々への感謝を示す機会となる』復興五輪を全面に

2013年1月立候補ファイル『東京が誇る優れた技術と運営力に加え、コンパクトな会場計画や計画的な輸送計画及び宿泊計画により、2020年東京大会はオリンピックムーブメントにとって非常にリスクが低いものとなる』成熟した都市＝ロンドン大会

2) 知事の暴言とIOCの理念との間に整合性がない

2013年4月猪瀬知事『イスラム教国が共有するのはアラーだけで、互いにけんかしており、階級がある』

→「都市は、ライバル都市のイメージを損ない又は害するおそれのある一切の行為又は論評を慎まなければならない。他の都市との比較は一切、厳格に禁止される」  
オリンピック競技大会開催希望都市に適用される行動規範違反

2009年6月5日石原知事 IOC 評価委員会委員長のナワル・ムータワキル委員長『よほど若くて超美人ならわかるけど、あの人、元美人ではあるけどね、あれ見て、だれが、これはだれだかわからないんだよ。そんなものがばーんと出てきてね、だれが興味持ちますか』

→オリンピズムの根本原則「人種、宗教、政治、性別、その他の理由に基づく国や個人に対する差別は、いかなる形であれオリンピック・ムーブメントに属することとは相容れない」違反

3) 環境を破壊せずにオリンピックを行うことは不可能な点

国立競技場と神宮再開発問題、都立霞ヶ丘アパートの住民追いだし等々

※ 2013年9月人民新聞『汚染水問題がなくても東京オリンピックに反対する』

<http://jimmin.com/legacy/html/doc/149301.htm>

● 2013年9月に招致決定後のオリンピックにまつわる問題及び疑惑

メインスタジアムザハ案白紙に（2015）※都市計画は変更されたまま

オリンピックエンブレム盗用問題（2015）

新国立競技場建設職員が自殺。労災認定（2017）

JOC 前会長竹田恆和氏のワイロ疑惑（2019）

マラソン・競歩札幌移転（2020）

「この時期の天候は晴れる日が多く、且つ温暖であるため、アスリートが最高の状態でパフォーマンスを発揮できる理想的な環境である」by 立候補ファイル  
東京オリンピック・パラリンピック組織委員会前会長森喜朗氏の暴言（2021）

●茨城県医師会の「ROCK IN JAPAN FESTIVAL 2021」への要請書と五輪への対応

7月2日茨城放送に要請書提出→7月7日主催者開催断念

要請書の中身

- 1 今後の感染拡大状況に応じて、開催の中止又は延期を検討すること
- 2 仮に開催する場合であっても、更なる入場制限措置等を講ずるとともに、観客の会場外での行動を含む感染防止対策に万全を期すこと

「ROCK IN JAPAN FESTIVAL 2021」の場所と日程

場所 茨城県ひたちなか市国営ひたちなか海浜公園

日程 8月7日、8月8日、8月9日、8月14日、8月15日（5日間）

五輪 サッカー

場所 茨城県鹿嶋市茨城カシマスタジアム

日程 7月22日、7月25日、7月27日、7月30日、7月31日、8月2日、8月3日、8月5日（8日間）※学校連携観戦はまだ実施予定

——茨城県ではカシマスタジアムが競技会場に指定されており、7月4、5日には県内で聖火リレーも実施されている。東京五輪についても、「ロッキング・オン」と同じように中止の要請を出しているのか？

「五輪大会には要請書は出していません。理由は、五輪の開催や観客の有無についてはIOCや国で色々議論されています。他にも様々な団体からも要請や意見が届いていると思います。そういう状況のなか、このタイミングで茨城県医師会が東京五輪に対して要請を出すというステージにはありません。要請を出す時期でも案件でもないという判断です。『ロッキング』のフェスは地元で開催される非常に大きなイベントだということで、今回要請書を出したということです」（2021年7月7日付女性自身）

●一都三県は無観客、その他オリンピック会場も無観客。宮城県、静岡県、茨城県は有観客

宮城県 宮城スタジアム（宮城郡利府町菅谷字館 40-1）

静岡県 富士スピードウェイ（駿東郡小山町中日向 694）

伊豆ベロドローム（伊豆市大野 1826 番地）

伊豆 MTB コース（伊豆市大野 1826 番地）

茨城県 カシマスタジアム（鹿嶋市神向寺後山 26-2）

（2021年7月11日）

## 2016—2020 天皇「代替わり」反対運動について～「おわてんねっと」を中心に

井上森（立川自衛隊監視テント村）

### (1)平成「代替わり」反対運動

- ・2016.8.8明仁天皇メッセージから始まった「天皇主導の代替わり」
- ・全国115団体の賛同を経て、街頭反対運動の最大の結集軸となった「おわてんねっと」
- ・運動の中のスローガン  
「退位するなら廃止しろ！」(2016/11/20 天皇制いらないデモ@吉祥寺) 「天皇制を『平成で最後』に！」(2019/4/27～5/1『反天WEEK』) 「『代替わり』という天皇制最大の動揺期に、ともに声をあげる同志を募ります」(2018 おわてんねっと『結成リーフ』より)
- ・1年半の活動で、計10数回におよぶ集会やデモ。2019/4/27～5/1、5日連続反天行動「反天WEEK」、5・1即位反対デモ500名、10・22即位礼反対デモ550名。

### (2)「500人の壁」を越えたこと

- ・5/1、10/22の結集の質→「昭和Xデー以来の反天皇デモ参加」という年配の人たち、他の運動よりも目立った20代の若い人たち。「日の君」絶対教育をくぐりぬけても育まれた主体。
- ・若い人たちの中では、戦前天皇制との連続性という論点（戦争と天皇）の比重が減り、日本における差別・排除・支配の中心システムとして天皇制を批判する見方が多かった印象
- ・公式SNS（ツイッター）の活用。ネットの世界に広がる反天皇制の声。空気を読まなくていい空間で

### (3)90%の「象徴天皇制支持」世論を支える弾圧・暴力

- ・2019年明仁退位直前の世論調査「天皇制を廃止する…3.6%」戦後最低
- ・いちどもフェアに議論された事のない「天皇の地位」
- ・平成「代替わり」反対運動にもふるわれた弾圧・暴力
  - ・2016年11月20日「天皇制いらないデモ」～初の「生前退位反対」を正面から掲げたデモ。100名のデモ隊に40名の右翼が襲いかかり、700名の機動隊は右翼の襲撃を放置。宣伝カーガラス破壊、トラメ5台破壊、プラカード全滅、6名負傷。
  - ・2017年11月～反天皇デモに使われる宣伝カーを警察官10名の目の前で1時間にわたって右翼が襲撃。フロントガラスなど破損。
  - ・2019年10月22日～即位礼反対デモ（550名参加）に警察が襲い掛かり刑事弾圧。大学生、労組組合員、ジャーナリストを逮捕。即位パーティーが終了する10月31日まで勾留。

### (4)最後の一人まで平定しないと安心できない心の支配=天皇制

- ・ふるわれた暴力と抵抗の軌跡を残すことが大切
- ・「強制でないことがのぞましい」（明仁）に対して、「強制しなければ天皇制は存続できない」ことの生き証人になりましょう。

お買い求め下さい！

「終わりにしよう天皇制 2016→2020『代替わり』反対行動の記録」 800円

※おわてんねっと総括パンフです。反対運動の記録の他、現在の天皇制の問題性についての読み物多数！

## 今、あらためて「日の丸・君が代」と天皇（制）の関係性を問う

中川信明（靖国・天皇制問題情報センター）

## 1. 平成→令和「天皇代替わり」と「日の丸・君が代」

- ・「天皇代替わり」期は、意外と「日の丸・君が代」の露出が少なかった！
  - ・2019年4月の前天皇皇后の武蔵陵への退位「奉告」時の奉送迎の際の「日の丸」の小旗。
  - ・2019年5月、11月の「日の丸」掲揚による祝意奉表通知。
  - ・「国民祭典」における「君が代」斉唱と「日の丸」の小旗。
- 共通点：「日の丸」は常に天皇・皇后に対して振られるもの、「君が代」は常に天皇・皇后に対して歌われるもの。したがって、天皇自身が主宰する一連の即位儀式では「日の丸・君が代」は無縁。

## 2. 卒業式・入学式における「日の丸」「君が代」をあらためて問う

- ・明治期に学校諸行事の中で、「君が代」斉唱と「日の丸」掲揚が定着させられた。言うまでもなく、教育を通して民衆に天皇崇拝（崇敬）させるためである。ただし、「日の丸」「君が代」以上に、「教育勅語」「御真影」が大きな役割を果たした。
- ・戦後の教育改革の中で、「教育勅語」「御真影」は姿を消したが、じきに「日の丸」「君が代」は復活することになる。
- ・「君が代」が天皇賛美の歌であるという本質は、どんなに解釈しなおそうが消し去ることはできない。
- ・ただし、「日の丸」の学校行事（特に卒業式・入学式）における位置づけ方は大きく変わっている。
- ・戦前の「日の丸」は、校門掲揚や掲揚塔への掲揚など、むしろ補助的な役割を果たしていたが、戦後（特にこの30数年）の「日の丸」は、式場の正面に掲揚されるという「主役」に躍り出ている。
- ・正面は、戦前は「御真影」や「教育勅語」が奉納されていた場所であり、「日の丸」が「御真影」や「教育勅語」に代替されるようになった、つまり、「日の丸」が天皇を表象するものと言っても過言ではない。したがって、「日の丸」への礼は、天皇への崇敬行為そのものであり、10.23 通達の言うところの「国旗に正対し、起立して国歌斉唱する」という作法の危うさを、あらためて厳しく問いなおす必要がある。

## 3. 差別排外主義の道具としての「日の丸・君が代」

- ・従来から、街宣右翼はBGMとして「君が代」を流し、「日の丸」を旭日旗とともに振り回してきた。
- ・近年、それに加えて、ヘイトデモの現場で「日の丸」が目立っている。つまり、「日の丸」が林立するなかで、「〇〇人は殺せ」「〇〇人出て行け」など聞くに堪えないヘイトスピーチされるのである。
- ・一時期、「日の丸・君が代は、かつてのような軍国主義の旗・歌ではない」はないと言われたりしたが、現在、確実に「先祖がえり」しており、その本性を明らかにしていると言えよう。
- ・そして、天皇に対して振られる「日の丸」、オリンピックで振られる「日の丸」、卒業式で正面掲揚される「日の丸」、ヘイトデモで振られる「日の丸」は、同じ旗なのである。

# 情報公開は 民主主義の基本!

## ◆国政でもこんなひどいことが

近年、国の公文書公開が危機的状況になって来ています。2016年～2018年の自衛隊日報廃棄問題、2017年からの「モリ・カケ」「桜を見る会」の公文書の廃棄・改ざん・隠蔽問題。近畿財務局の職員は決裁文書の改ざんに関与させられたことを苦に自殺。にもかかわらず、再調査要求を全く無視しています。

今年9月に首相になった菅氏は自著本で「政府があらゆる記録を克明に残すのは当然で、議事録は最も基本的な資料です。その作成を怠ったことは国民への背信行為」と記述したのに、首相になってからの改訂版にはその部分を削除。そしてコロナウィルス対策専門家会議の議事録は発言者が不明。これって国民への背信行為では?

川崎市の情報公開条例施行は1986年。国の「情報公開法」が制定されたのは2001年。川崎市は国よりも15年も早く、全国に先駆けて条例を制定しました。ところが国を真似するように、近年、条例で制定している情報公開の救済制度を無視して、不当な執行をするようになりました。情報公開先進都市川崎を取り戻し、地方から国へと情報公開を進めていきましょう。

[情報公開制度を活かす川崎市民の会]へ参加してください。

### ◆会の目的

- ①川崎市情報公開条例の運用の後退を許さず、前進させる。
- ②川崎市情報公開・個人情報保護審査会の審査会答申に反した川崎市教育委員会の拒否処分・裁決の取り消しを求める裁判の勝利をめざす。
- ③川崎市内を始め神奈川県及び全国の情報公開を進める運動と交流し、相互に支援する。

### ◆会員

目的に賛同し、年会費1口1,000円以上を納入する者。

## 裁判勝利のためにカンパを!

### ★郵貯銀行への振り込み

店名:〇二九 店番:029 預金種目:当座

口座番号:0143352

加入者名:情報公開制度を活かす川崎市民の会

振込口座番号:00200-0-143352 (振込用紙使用)

## 強力な弁護団が できました



●大川隆司弁護士(神奈川県弁護士会):初期から教科書検定訴訟にかかわり続ける。住民訴訟、情報公開訴訟を多く手掛け、1997年「かながわ市民オンブズマン」を設立、代表幹事となる。



●小沢弘子弁護士(神奈川県弁護士会):大川弁護士とともに、情報公開訴訟などに関わる。



●畑谷嘉宏弁護士:2005年川崎合同法律事務所から川崎北合同法律事務所を設立、現在に至る。労働事件、行政事件も数多く手がけている。

- 林 裕介弁護士(川崎北合同法律事務所)
- 藤井啓輔弁護士(川崎北合同法律事務所)
- 小林展大弁護士(川崎合同法律事務所)

# 情報公開条例を守ろう!

川崎市教育委員会の  
不当な裁決で

# E-7

# 情報公開が 壊される!

## 注目!

川崎でこんなことが  
起こっています!

★2016年2月～12月開示されていた  
音声データが非開示に!

その理由は闊達な議論が妨げられる  
怖れがあるから、  
だって!



教育委員って見識  
のある人が選ばれるん  
でしょ? どうして議論  
が妨げられるの?

## 情報公開制度を活かす川崎市民の会

川崎市多摩区登戸3398-1 川崎北合同法律事務所内  
ikasukai-2020jyouhoukoukai@yahoo.co.jp 070-5574-8006

## ♥ 全国に先駆けて制定された川崎市情報公開条例

【前文】日本国憲法が保障する基本的人権としての知る権利を実効的に保障することが、市政への市民参加の推進と市民の信頼の確保を図り、公正かつ民主的な市政を確立する上において必要不可欠の前提である。

1. 知る権利は、最大限に尊重されなければならない。（中略）
4. 市に関する情報は、公開することを原則とし、非公開とすることができる情報は、必要最小限にとどめられること。
5. 情報の開示が拒否された場合は、公平な第三者的機関（情報公開・個人情報保護審査会※編集者加筆）による迅速な救済が保障されるものであること。

## ♥ 教育委員会で、今、何が問題になっているの？

### ●Aさんの場合

\*2017年、教育委員会会議（傍聴許可）の音声データを開示請求→開示拒否（右の前史参照）  
\*情報公開・個人情報保護審査会へ不服申し立て（審査請求）→2020年1月、答申が出る。その答申は「全部開示すべきである」

### ●Bさんの場合

\*2017年、教科用図書選定審議会会議（傍聴拒否）の音声データを開示請求→開示拒否  
\*情報公開・個人情報保護審査会へ不服申し立て（審査請求）→2019年12月、答申が出る。その答申は「一部開示すべきである」

★上記の審査会答申を採択するかどうか検討する教育委員会会議が両方とも傍聴拒否された。以前の同じ案件（注1）では傍聴ができた。どのような理由で、いつ、誰が傍聴不可に変更したのか？ 不明のまま。

★教育委員会会議の決定は2件とも傍聴を認めず非公開で審議し棄却。議事録には「原案のとおり可決」とあるのみで、棄却の理由や教育委員の発言など審議の様子は一切記載されていない。

2009年度～2019年度 の川崎市の情報公開不服申し立ての総件数65件（内教育委員会は18件）、その中で審査会の答申を棄却したのは3件だけで、すべて教育委員会。その2件がA B両氏の件。

## 公文書公開の逆行を許さない！

AさんとBさんは、川崎市情報公開条例を尊重せず、公平な第三者的機関の答申を無視した教育委員会の裁決に対し、行政訴訟を提起しました。

このままでは、川崎市情報公開制度が活かされないで、せっかく設置している市民救済措置の審査会制度は機能しなくなってしまう、と危惧しています。

この裁判を応援・支援してください。

## ♥ この問題には前史がある！

2014年の高校の教科書採択会議で、これまで高校現場からの希望教科書を採択してきたのに突然、実教出版日本史Aを排除した。理由が不明なので、市民が音声データ開示請求→非開示→不服申し立て→2015年12月「音声データは公文書、開示すべき」という審査会答申を受けて2016年2月～12月の教育委員会会議の音声データは開示されていた。それが2017年から非開示に。いつ、誰が、なぜ、変更したのか？

※2016年12月、市民が損害賠償請求訴訟提起（注1）上記の審査会答申を裁決する教育委員会会議は、事務局から当事者本人へ問合せがあり、本人の希望で市民が傍聴する中で審議された。これも、いつ、誰が、なぜ、変更したのか？